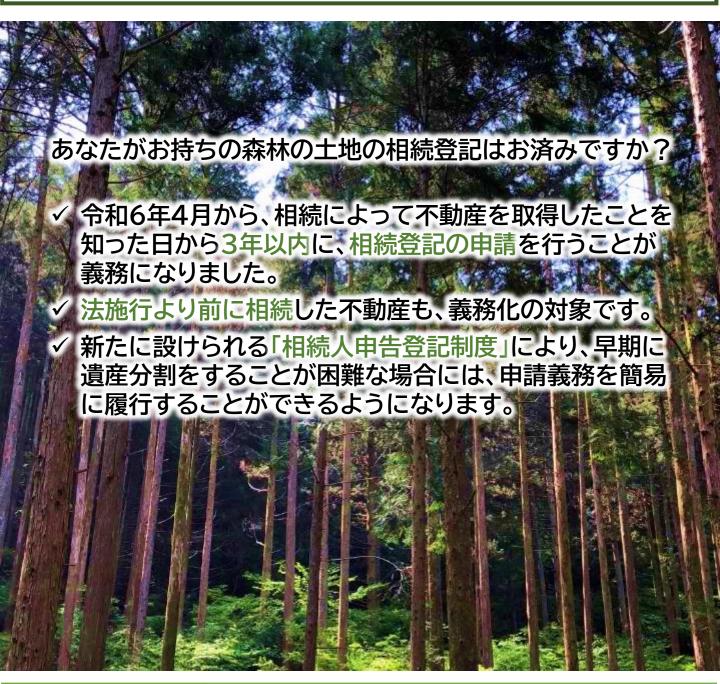
令和6年4月から 相続登記の申請が義務化されました



お問い合わせ先

ト 制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトを ご覧ください。 相続登記の義務化の詳細について(法務省Web



Q1 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか?

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、 相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要 があります。



※正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

Q2 義務化前に相続した不動産も対象ですか?

令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(令和9年3月31日までに申請する必要があります。)ので、要注意です。

Q3 不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか? 相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記*」という簡便な手続を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人の1人であることを申告する、簡易な手続です。

Q4 相続登記については、どこに相談すればよいですか?

お近くの法務局(予約制の手続案内を実施中)や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

Q5 自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

森林が所在する(と思われる)地域を管轄する市町村の林務担当部 局等にご相談ください。

Q6 森林を今後どのように管理したら良いか分からないです。

森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林 務担当部局、森林組合等にご相談ください。

